

平成19年度 第4回瑞穂市上下水道事業運営審議会 会議録

日 時 平成19年11月22日(木) 午後3時00分から午後5時00分
場 所 市役所巢南庁舎2F 富有の間
出席者 会長 鈴木 治 副会長 河合 和義
桜木 ゆう子 澤井 幸一
安藤 由庸 小寺 徹
若園 五朗 平田 芳子
馬淵 秀雄 棚瀬 友啓
二重谷 伸行 新田 年一
細川 大二郎
欠席者 古川 貴敏
事務局 水道部長 河合 信 水道事務課長 丹羽 秀樹
水道施設課長 棚瀬 龍 水道事務課長補佐 工藤 浩昭
傍聴人 2名

審議内容

- (事務局丹羽) 時間になりましたので始めます。
第3回の審議会の時に、今回事務局から答申案を提示することになっていましたので、素案を事前にお渡ししています。それについて審議をお願いします。
- (鈴木会長) 只今より第4回の審議会を始めます。
前回の会議録の確認をお願いします。
.....
会議録が膨大ですので、内容に訂正があれば後で私か事務局までお願いします。
下水道使用料の答申案について審議したいと思います。事務局に答申案を作成してもらいましたので説明をお願いします。
- (事務局河合) 説明に入る前に答申の素案について、概要を説明します。この素案は、庁内で設置しています下水道整備推進プロジェクトチームで議論し作成しました。論点は本審議会でも審議しました3点についてです。答申案だけでは不十分な点もありますので、諮問にはなかったことですが使用料体系全体の見直し案も資料の中で提示していますので、そのことの審議もよろしくをお願いします。
資料の説明は棚瀬からいたします
- (事務局棚瀬) (第4回資料の説明)
- (鈴木会長) ありがとうございました。答申の素案と資料について説明がありましたので、説明について質問がありましたらお願いします。
- (若園委員) 答申の案については、各委員で考えることになっていたと思います。

これは会長と事務局の案だと思います。まず、答申案の文言について申し上げます。資料P2の16行目の「まず1点目・・・」と書いてあるところで「下水道使用料については」という言葉を入れた方がいいと思います。

(鈴木会長) 少し待ってください。既に、答申書の文書表現に入っていますが、それに入る前に資料の説明に対して分からない点の質問をお願いします。

(小寺委員) 資料P9の岐阜県内の使用料一覧の瑞穂市のところで、超過使用料が189円になっていますが、これは消費税が入った額ですか。その他の自治体はどうなのですか。

(事務局棚瀬) 消費税が入った額です。他の自治体は、消費税が入っていたり入っていなかったりいろいろです。

(鈴木会長) 他に、資料についての質問はないですか。
私が質問してもいいですか。
資料P5の使用料のシュミレーションについて、一般会計繰入金の額とありますが、この額だけ繰入れすれば収支が合うということですか。

(事務局工藤) 資料P5の額は平成18年度の一般会計繰入金の額にさらにプラスして必要な額です。この額だけ増えるということです。平成18年度の使用水量および維持管理費は変えずに、使用料の単価及び使用料体系を変えたケースの試算です。

(鈴木会長) ケース の場合、一般家庭では年間6,426円安くなるということですか。

(事務局工藤) はい、そうです。

(鈴木会長) 今回6つのパターンがありますが、一般家庭ではすべて安くなるのですか。

(事務局工藤) 今回、提示している案ではそうです。一般家庭とは、瑞穂市の下水道平均使用水量である27m³/月のことです。

(鈴木会長) 他に質問がありましたらお願いします。

(馬淵委員) 資料P5の繰入金は、基準内繰入を考慮した額ですか。

(事務局工藤) 基準内繰入金は全く考慮していません。実繰入額です。

(二重谷委員) 確認ですが、平成18年度の特環だと128,885千円を繰入れています。それに上乗せする額ですか。

(事務局工藤) はい、そうです。

- (鈴木会長) その他の質問はないですか。それでは、資料についての質問はこれくらいにしたいと思います。
先程、若園委員から答申案について意見がありましたのでお願いします。
- (若園委員) 前回の審議では各委員の意見を聞いてから、答申案を作成することになっていたと思いますが違いますか。
- (鈴木会長) 前回の審議会の最後に、みなさんの意見をすべて聞いていたら時間がないので、事務局に今までの審議の内容をまとめてもらった答申案を作成してもらい、それについて今回審議することに決まったと思います。
- (若園委員) 今回の答申案の結論である資料P3の10行の「やもおえない」の表現は間違っており「止むを得ない」である。
このことについて私の意見は、180円を150円するのは今の段階では反対であり、全体計画の策定及び水洗化率が85%になった時に審議し改定すべきです。水洗化率の向上の努力もしないで、このままでは一般会計繰入金の額が増えるだけである。とてもじゃないですが「止むを得ない」には反対です。
資料P2の下から7行に「基準内繰入」と書いてあるがもっと分かりやすい表現を使ってほしい。一語一語についてもっと精査してもらいたい。
- (鈴木会長) 今の意見は、水洗化率85%になるように努力してから改定すべきという意見ですか。
- (若園委員) もっと内容について議論してから結論を出すべきであり、180円を150円にする「止むを得ない」は全く納得できない。
- (鈴木会長) 現実問題として改定するのは何年も先になるということですか。
- (若園委員) 水洗化率を向上させる施策を先に行ってから見直しをした方がいいのではないですか。
- (鈴木会長) わかりました。他に意見はないですか。
- (平田委員) 資料P2の下から3行目の「今後の経営状況を考えると・・・」というところが何を言おうとしているのかわかりません。あと、資料P3の下から6行目の「市例規にて・・・」というところはどういう意味ですか。
- (事務局工藤) 供用開始して2年以内に下水道に接続した人に5万円の助成金を交付していたが今は対象となっている地域がないので、2年以上経過した地域にも助成金の対象とし水洗化の促進を図ったらどうかということですか。

- (平田委員) そのことについて審議会で意見が出ていましたか。
- (二重谷委員) 少し出ていたと思います。
- (平田委員) 説明を受ければわかりますが、一般的にはこの表現ではわからないので、もう少し表現について考えてもらった方がいいと思います。
- (鈴木会長) 今、文面について議論していますが、その前にみなさんの合意をとりたいです。答申の主旨である180円を150円にするのは賛成ですか。
- (安藤委員) 諮問に対して、賛成と現状維持と値上げというパターンがあると思いますが、まだ、この審議会で統一した合意がなされていない。今、答申書の表現の議論になってしまっている。結論が出ていないことに対しての表現について議論するのはおかしな話である。
- (鈴木会長) 事務局から資料P5に使用料改定のケーススタディが提示してあります。今までこの審議会でもいろいろ審議してきましたので、ここで答申の大枠を決めたいと思います。みなさんに聞いていきたいと思いますが早すぎますか。
- (桜木委員) 前回、接続しない理由について考えては、という意見を言いました。今回、いきなりこの答申案になってしまって頭の整理がつかない感じです。前回話した内容についてはどうなってしまったのですか。
- (鈴木会長) これから、地域の人意見を聞いていこうとなったのではなかったですか。
- (事務局河合) 現在の接続状況については、前回の資料を見ていただければわかります。現実、接続がなかなか進んでいない状況であります。地域の人意見を聞くということですが、これは西地区で以前あった下水道推進協議を復活させようということだと思います。行政主体の接続推進では限界があり、地元の協力が必要であると考えています。資料P5に使用料改定のシュミレーションのいくつかのパターンを示しました。これは、諮問の150円では一般会計の繰入金1千万円ほど増えてしまいますので、一般会計繰入金の増を抑えるために累進制などのいくつかのパターンがあるということです。
- (鈴木会長) ありがとうございます。
- (二重谷委員) 今回、答申案の中で「改定は止むを得ない」とのことについて各委員がどのように考えているのかが、まとめれば文章の構成に

については必然的に決まってくると思います。

(河合副会長) 今回、事務局が提案する累進体系の中で61m³/月以上使うところについては値上げになる訳です。どのような人が値上げになるのですか。

(事務局工藤) 1ヶ月61m³以上使うような施設は、アパートの集合メーター、事業所、官公庁等です。

(河合副会長) アパートの大家さんの負担は増えるということですか。どういう人が具体的に増えるのか調査しないといけない。

(事務局工藤) 資料の補足説明をします「下水道使用料算定の基本的考え方」という本が日本下水道協会から出版されています。この本の中で下水道使用料の体系については「原則、水量区画別段階的な累進制を採用すべき」となっています。岐阜県内においても74%の自治体がこの累進体系を採用しています。合併前の巣南町の農業集落排水事業についても、この原則により累進制を採用していました。しかし、合併協議によりこの累進制がなくなり、現在の均一従量制になっています。

(桜木委員) 平均使用水量の27m³は何人世帯ですか。

(事務局丹羽) 3.7、8人です。

(平田委員) 未接続の理由を把握し答申の中に盛り込めばいいと思います。だから、助成金の復活が記載されているということですか。接続しやすい具体的な施策を書いたらいいと思います。事務局が提案する累進制の場合、一般家庭は安くなるがアパートの大家さんや官公庁の負担が増えるので、もう少し委員が理解していかないといけない。

(鈴木会長) 事務局提案の累進制の場合、30m³を超えた分についてだけ20円上がるということなので、そういう意味では理解されやすい。環境問題から使用水量が減ることも考えられる。

(桜木委員) 私が、今使っている浄化槽は50人槽なので、使っても使わなくても維持管理費が高い訳です。私の場合あまり使っていないので、下水道が早くきてほしい。

(河合副会長) 瑞穂市の持ち家率は50%を切っているので、累進制では将来、下水道が全域になった場合、アパートの負担が増え家賃に影響が出るのでもっと議論しないといけない。

(事務局工藤) 瑞穂市の場合、上水道は水量の段階的に高くなる累進制を採用しています。平成8年頃穂積町にて均一従量制から逡増累進制に改定しました。その時、アパートの親メーターの負担増が急激で

あるため、メーターは1個でも部屋数に一定の乗率をかけ部屋数分の基本料金を考慮し賦課する制度を導入しました。これにより累進制でも親メーターの方に負担をかけないようにしました。下水道使用料に累進制を導入すれば、上水道と同様にメーター1個でも部屋数の基本使用料を考慮する認定制度の導入により大家さんの負担が多くしないことも可能です。瑞穂市の場合、アパートは基本的に個別メーターが多いです。親メーターか個別メーターの選択は給水装置申請時に申請者が選択します。具体的な下水道使用料の例を申し上げますと、現在親メーターで2ヶ月630m³の場合、約118,000円になります。しかし、事務局提案のケースの累進制の場合約105,000円になります。61m³以上が現在の180円より高くなる体系ですが、実際は現在の180円の逡増従量制の場合より安くなります。

(二重谷委員) 認定制を導入した場合、事務局が試算した一般会計繰入金にはならないのではないですか。

(事務局工藤) 今回、提示している案は認定の場合の一般会計繰入金の額ではないです。しかし、現在下水道を使用している親メーターは7カ所しかなく、今回の試算に大きく影響ありません。

(二重谷委員) 将来的には影響してくるのではないですか。

(事務局工藤) 上水道の親メーターの数は市内全域で110カ所ぐらいである。全体の割合からすれば少ないと考えています。本巢市などはアパートの場合、原則親メーター制ですが、瑞穂市はほとんどが個別メーターです。

(鈴木会長) 資料P4に答申のパターンが提示してありますので参考にしたいと思います。

(小寺委員) 合併浄化槽の維持管理費が前回までの資料により5人槽の場合54,827円となっています。180円の場合の下水道使用料の平均は年間58,716円であり、前市長はコミ・プラの説明会で下水道の方が若干安くなると説明していたと聞いており、そういう観点からも今回の諮問の150円でいいのではないかと思う。現在接続が進まない中で150円にすることにより接続推進のきっかけになるのではないかと思う。しかし、無条件で値下げするのではなく、接続推進のいろいろ施策を実施していく必要があると思います。

(鈴木会長) 今のご意見は、答申の素案でいいということですか。他はどうですか。答申の根本を決めたいと思います。例えば、資料P5のケースのどれかとかです。

(若園委員) 起債の償還が30年であり、平成21年が償還のピークになりどんどん資本費が増えていくのに使用料を下げると一般会計繰入

金が増える。それは税金を投入することになり問題があると思う。下水道の計画、浄化槽の問題を解決しないとすごいことが起きる。

(平田委員) 下水道計画を、今後進めていかなければいけないことは、すべての委員が認識している。今回は暫定的に改定し下水道計画ができた時に使用料改定の議論をすればいいと思います。今回の改定にあたり答申の中にそういった付帯事項を入れておけばいいのではないですか。

(鈴木会長) 若園委員が言われていることも答申に入れればいいと思います。諮問を受けているので、何らかの形で答申を出さなければいけない。方向性については、これでよろしいですか。今回の答申案以外のことで意見がある人発言をお願いします。

.....

(鈴木会長) よろしいですか。

(多数の委員) はい。

(鈴木会長) それでは、順番にみなさんの意見を聞いていきましょうか。資料P5に事務局が試算した例があります。この中からどれがいいか自分の意見の提示をお願いします。まず桜木委員からお願いします。

(桜木委員) 累進制の場合、アパートの親メーターに負担があるという問題もありますが、たくさん使っているところはたくさん儲かっている訳ですから、私の意見は事務局提案の累進制のケースがいいと思います。

(事務局河合) 少しいいですか。会議の進め方についてですが、今回累進使用料体系もあるということを提示させてもらいましたが、提示した中で具体的にどのケースということは決めなくていいと思います。答申の中に累進制もありますという程度でいいのではと思います。

(鈴木会長) 審議会としては、累進制を提案しますという程度でいいということですか。

(事務局河合) そうです。

(鈴木会長) では、累進制を提案することに反対の意見はありますか。

(若園委員) 下水道の全体計画をしっかりと議論して精査してから議論すべきである。

(鈴木会長) 他にありますか。

(安藤委員) どうも使用料体系の考え方がはっきりしない。いくらかかるか

らいくらにするといった決め方で個人的には納得できない。使用料の対象経費は何かをはっきりしてもらいたい。180円を150円にすれば接続率が上がるのではなく、妥当な使用料はいくらなのかに疑問があります。しかし、審議会全体の意見で、そういうことになれば納得するしかない。

- (二重谷委員) 諮問は超過使用料を180円から150円にするという説明だった訳です。そのことを審議会で考えるのが筋であります。たまたま累進制を採用すれば収支が合うからという理由で、暫定的な使用料を提案するのは審議会の仕事ではないと思います。それは、行政の考えることであります。問われたことにどう回答するのかが審議会の仕事であり、いい回答を見つけたからそれを採用するというのは少しはずれていると思います。
- (鈴木会長) ありがとうございます。非常にわかりやすい意見でした。今、3人が反対であるということでしたが、残りの方は累進制を提案するということでよろしいですか。
- (若園委員) 累進制を提案する答申であるのなら、意見が合わないですが、私のような意見の人は退席するしかないのですか、どうしたらいいですか。私は産業建設委員会の委員長でもあります。
- (桜木委員) 今の意見を聞いていますと議員は入らない方がいいと思います。だから、始めから私は議員が審議会に入っているのはおかしいと言ってきました。いろいろ考えると審議会委員として意見は言わないといけないし結論は出せないとなってしまう。だから、議員の立場ではなく、委員として意見を述べればいいのかではないですか。少し議員も多すぎると思います。
- (平田委員) 審議会として、答申し事務局で、もっと良い案を考えてもらい議会で議論すればいいではないですか。
- (鈴木会長) 私たちは諮問に対して答申し、その中にいろいろな意見を付帯事項として入れればいいのかと思います。その一部として累進制があってもいいと思います。
- (若園委員) 諮問と答申を広報に出した場合、議会の立場として私は本当につらいです。
- (河合副会長) どちらの意見でも、市民に対してどうして賛成なのか反対なのかが説明できるように議会の1人1人が考えることではないですか。
- (若園委員) 審議会ではいろいろな意見があって、それを文書化することは非常に難しいことです。
- (鈴木会長) それをやるのです。

- (平田委員) 委員みんなは、ただ無条件で値下げに賛成している訳ではない。何か条件を付けて答申を考えている訳です。いかに審議会の意見を上手く答申の中に盛り込もうとみんな考えている訳で、退席するとか言ってもしょうがない。
- (鈴木会長) 意見が反映されなくなってしまうので、退席はやめてください。今日の結論として、累進制を提案するということによろしいですか。
- (二重谷委員) 少し待ってください。累進制というのは、審議会としてどのような形で提案するのですか。審議会として累進制についてまだ検証できていないのではないですか。大量排水のところは、どういう所があるのかとか。資料P5の96千円と950万円とはどう違うのですか。水道と下水道との違いですか。
- (平田委員) 両方下水道の場合で、水道区画の段階が50m³と60m³とが違います。
- (二重谷委員) 諮問は、累進制まで踏み込んでいるのではなく、150円にするということです。
- (鈴木会長) 例えば、こういった答申案がありますか。
- (二重谷委員) 150円に改定することがYESかNOかということではないですか。資料P4に答申案のパターン図があります。累進制は別としてこの中から選定すればいいのではないですか。
- (鈴木会長) 累進制には反対という意見ですか。
- (二重谷委員) 私はそう思います。
- (細川委員) 諮問文を見ますと、「合併協議において決定した下水道使用料について見直したいため」となっており180円を150円にしたいという諮問ではないんじゃないですか。だから、諮問書に基づけば累進制について提案する答申はできると思います。
- (二重谷委員) 150円については、諮問要旨の説明の中に書いてあります。
- (平田委員) 単純に150円にするのでは、一般会計の繰入金が増えてしまうので累進制を提案した方がいいと思います。
私は資料P2の答申案の下から3行目の「今後の経営状況を・・・」のところが言葉足らずではないかと思います。そのところにこういう経営状況であるので「累進制を採用することが望ましい」とか書いたらどうですか。
- (河合副会長) それはいいと思います。150円は最低使用料として、審議会では累進制を提案し具体的には市長が決定し議会で議論するとい

うことでどうですか。

- (平田委員) 使用料を下げれば、一般会計の繰入金が増え、それはいけないことであることは、各委員ともわかっている訳です。繰入金を少なくする必要があるということを付帯事項とすればいいのではないですか。
- (鈴木会長) 答申書の素案は、「150円で止むを得ない」となっていますが、これで良いということですか。
- (多数の委員) いいです。
- (鈴木会長) 150円に改定することでいいが、累進制を含めて答申した方がいいですか。
- (平田委員) それでいいと思います。150円でもいいが150円だけでは少し問題があると思います。
- (安藤委員) 今回、諮問されているのは、150円に対してYESかNOの問題であり、どちらを選択するにしても資料P4のパターンの中のどれかになると思います。今回は、累進制を除く6つの案の中から選ぶのが審議会の立場だと思います。現状維持だけれども、下水道計画を決定した時に再審議とか、期限を決めて再審議するとかが考えられると思います。しかし、最終的にはYESかNOしかないと思います。
- (平田委員) それでは、ここで審議した意味がないのではないですか。
- (鈴木会長) 安藤委員は150円にすることが賛成ではないということですか。
- (安藤委員) そういうことではないです。それは、これから決めることです。YESかNOしかないのに累進制の議論を持ってきてしまっている。
- (二重谷委員) 現在、使用料を値下げする要素は一つもない。平成18年度の決算では、維持管理費すら回収できていない。ましてや、供用開始して間もない訳です。しかも合併浄化槽と比較して決して高いわけもなくどう考えても値下げする要素はない。諮問は150円に値下げしたいということであるが、個人的にはもう少し状況を見た方がいいというのが正直なところです。
- (桜木委員) 下水道使用料の値下げは、市長のマニフェストで市民が選択した訳ですから、それは議会で議論すればいいと思います。
- (二重谷委員) 市長の公約で、下水道使用料の値下げが市民の声であるということならばわからないこともないです。

- (鈴木会長) この答申なら、みんなが納得できるという結論を待ったら、何年経っても結論は出ないと思います。それでは審議会の役目を果たしません。
- (平田委員) 次回の見直しの期限を答申の中に入れるということはどうですか。今後、情報を公開し最善の策を講じた後、再審議することいいと思います。
- (鈴木会長) だいぶ審議が進んでまいりましたので、答申の骨子を決定していきたいですが、3名の方の意見ですといつまで経っても結論がでないことになってしまいます。
- (若園委員) 休憩をお願いします。
- (鈴木会長) 休憩をします。
- (休憩)
- (鈴木会長) 再開します。そろそろ、結論を出したいと思います。みなさん案を提示してください。骨子をまず決めたいと思います。180円の維持とか、累進制を提案するとかが考えられると思います。
- (小寺委員) 今回の諮問の主旨は、使用料の値下げをして接続の推進を図ろうという施策である。付帯事項として下水道計画ができた時に見直すということはどうかだと思います。
- (鈴木会長) 今の意見は、諮問の150円で止むを得ないということですか。
- (小寺委員) はい、そうです。
- (若園委員) 下水道計画の策定時に再審議したのでは、また上げたり下げたりになってしまう。今問題点を上げて議論しないといけない。
- (鈴木会長) 今後も議論を継続してくださいということを答申に入れればいいと思います。
- (若園委員) 二重谷さんが言われた180円を150円に改定するのにYESかNOを議論すること。小寺さんが言われた150円がいいが付帯事項を付けることのどちらかについて、これから議論するのかを決めることどうですか。
- (鈴木会長) 今それを決めようとしているのです。
- (若園委員) 私は、二重谷さんが言われている通り問題点を整理してから結論を出してほしいと思う。
- (二重谷委員) 私は、問題点はもう出ていると思います。答申がYESかNOという問題であり、各委員とも条件をつけることは納得している

訳です。どういう項目の条件を付けるのかが問題です。

(鈴木会長) 下水道使用料の体系まで踏み込んで議論した方がいいですか。

(棚瀬委員) 累進制について、こんな考え方もあるのかと今日知りました。私が審議会委員に応募させてもらった動機は、瑞穂市の上水道整備はある程度進んでいるが、下水道は0点に近い状態でありませす。これをなんとかしないといけないので応募させてもらいました。それが大問題であり、核論の下水道使用料の問題が先に諮問されました。この下水道使用料の問題を大問題である下水道の普及につなげるためにも市長のマニフェストでもあり、民意でもある下水道使用料の値下げについて、市民の目を下水道に目を向けさせるためにも、一石を投じる意味で180円を150にすることで、今回はOKということにしたいと思います。しかし、150円にしたからと言って急激に接続が増えるとは思えません。だから、3～5年後に再審議するということが答申に入ったらありがたいと思います。区切り区切りで再審議していくことが必要ではないかと思います。

(鈴木会長) そういうことも答申の中に入れられます。答申の骨子は150円に改定するということですか。

(棚瀬委員) はい。

(鈴木会長) 2人が150円とはっきり言われました。累進制については、答申の中に入れなくていいですか。では、150円が答申の骨子ということにします。

(若園委員) 反対です。

(鈴木会長) わかりました。他はいいですか。そういうことで、審議会の意見は150円という形で「止むを得ない」ということにします。しかし、こういったことを付帯事項として提言するかですが、一般会計繰入金のことや、接続の促進といったことでいいですか。細かい文章については、次回にしたいと思います。

(若園委員) 150円がみんなの意見であると言われましたが、それ以外の意見についても答申の中に入れてもらいたい。

(平田委員) 若園委員の意見を書いて事務局に提出したらいいと思います。今回の答申案は、ぎりぎりにもらったのでしっかり理解できませんでした。意見のある人はそれぞれ事務局に書いて意見を提出すればいいと思います。

(鈴木会長) 今まで、いろいろな意見がでました。それを事務局でまとめた方がいいか、新たに各委員から意見を出してもらってまとめた方がいいか、どちらがいいですか。

- (桜木委員) 箇条書きでいいので、もっとくわしく書いてほしい。
- (事務局河合) 付帯事項とは別に、若園委員のような意見を書いて答申案を作成します。
- (鈴木会長) それでよろしいですか。
- はい。
- (鈴木会長) 審議会の答申としては「150円でもやむを得ない」ということにします。ただし、審議の内容を付帯事項として記載してください。
- (事務局河合) そのような形で答申案を次回までに作成します。
- (平田委員) 早めをお願いします。
- (桜木委員) 内容を理解してきて、ここで各委員が意見を言えばいいと思います。
- (鈴木会長) 次回は文章を含めて議論し最終決定したいと思います。では、次回の日程を調整したいと思います。
- (日程調整)
- (鈴木会長) 次回は12月17日月曜日の午後1時30分からにしたいと思います。本日は長い間ありがとうございました。これで終わります。